

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (保育所等)

1 評価機関

名 称	株式会社プレパレーション		
所 在 地	千葉県千葉市中央区富士見2-7-9		
評価実施期間	2023年 7月 1日～	2023年	12月 27日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	西船橋雲母保育園 ニシフナバシキララホイクエン		
所 在 地	〒273-0033 千葉県船橋市本郷町456-1 アクロスキューブ西船橋2階		
交通手段	JR総武線・武蔵野線・東京メトロ東西線「西船橋駅」南口 徒歩8分		
電 話	047-709-4300	F A X	047-709-4301
ホームページ	https://www.kirara-hoikuen.com/about/hoikuen/nishifunabashi/		
経 営 法 人	株式会社モード・プランニング・ジャパン		
開設年月日	2019/4/1		
併設しているサービス			

(2) サービス内容

対象地域										
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計			
	6	10	11	11	11	11	60			
敷地面積	m ²			保育面積			m ²			
保育内容	0歳児保育 ○		障害児保育 ○		延長保育 ○		夜間保育			
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援			
健康管理	-									
食 事	昼食・補食・夕食・おやつ									
利用時間	7:00~20:00									
休 日	日曜日・祝日・年末年始									
地域との交流	あり									
保護者会活動	なし									

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	18	0	18	
専門職員数	保育士(幼稚園教諭含む)	看護師	栄養士	
	14	1	3	
	保健師	調理師	その他専門職員	

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	船橋市 保育入園課 入園係	
申請窓口開設時間	9:00~17:00	
申請時注意事項	土日祝日・12月29日から1月3日を除く	
サービス決定までの時間	相談～抽選	
入所相談	窓口による問い合わせ・相談・見学実施	
利用代金	世帯収入による	
食事代金	副食費(3歳児以上) 4,500円/月	
苦情対応	窓口設置	○
	第三者委員の設置	○

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>笑顔の力・伝える力・信じる力 ～1人ひとりの未来の可能性を育む保育～</p> <p>笑顔…心と体を健康にします。 伝える…友達と関わる中で、思いや考えを共有し、共通の目的の現実に向けて考えたり、工夫したり、協力したり、協同性を育みます。 信じる…日々の人との関わりの中でありのままの自分を受け入れてもらうことで自信を持って行動するようになり、自己肯定感を育みます。西船橋雲母保育園では、様々な経験を通して、子ども1人ひとりの個性を引き出すことを大切に豊かな感性を養い、キラキラした毎日を過ごせるようにしていきます。</p>
<p>特 徴</p>	<p>1、健康な心と身体を育む 雲母保育園では以下の保育方針を定めて園運営をしております。 「健康な心と身体を育む」 具体的には、子どもの最善の利益のを追求し、将来の自己実現へ向けた基礎を培う。家庭及び地域との信頼関係を築きながら、保護者が自ら子育てをする力を発揮できるように支援するという姿勢を全体的な計画に定めています。 保育目標として以下の子ども像を掲げています。 「自らの心と身体を健康に大切にできる子ども」 「まわりの人々の思いに気づき、社会の一員としての生活を目指せる子ども」 「自ら考えたことを表現し、様々な人と親しみをもって関わり合おうとする子ども」 「主体的な意思に基づいて行動し、探究心をもって考えられる子ども」</p> <p>2、食育 「食との出会いから心身ともに健康で豊かな人を育てる」をスローガンに食育に取り組んでいます。 管理栄養士・栄養士を2名以上配置し、毎月テーマを決めて展開されるサイクルメニューではない園独自献立、毎日園で調理される給食、きめ細やかな離乳食対応などで安心安全だけでなく楽しみになるような給食の提供を行っています。 日々の保育の中でも栽培活動やクッキング保育、「先生」のひとりである管理栄養士・栄養士との関りが子どもたちの食への関心を培う機会となっています。 毎月の給食だよりでの情報提供や、年に2回姉妹園と合同での食の祭典「給食フェア」は子ども達だけでなく保護者の皆さまからも好評いただいています。</p> <p>3、きらら教室 きらら教室では、パズルやぬりえから言語やさんすうまで、様々なプログラムを通して生活に必要な能力を身につける活動を行います。言語やさんすうと言ってもむずかしいことを勉強するというものではありません。丸暗記や機械的な学習ではなく、工夫や発見・感じたことを言葉や形にすることで考える力を養います。 保育士とじっくり向き合い、一人ひとりの成長を見守り援助します。楽しみながら集中して考えるため、基礎力・理解力・学習に対する意欲が育ちます。</p>

特 徴	<p>4、保護者の方々との連携 雲母保育園では園と保護者の方々とのコミュニケーション・信頼関係構築を大切に考えております。毎日お迎えの際に5分間お時間を頂戴し、職員とじっくりお話をさせて頂くことをお願いしています。また年2回以上の個人面談、年3回の保護者会や行事、毎日の連絡ノート・栄養ノートを通し連携を密にとっていきたいと考えております。また、園で行う様々な行事には保護者の方々のご協力が必要です。</p>
	<p>5、安全管理 安全計画の策定、定期的な防犯防災訓練の実施、危険箇所をピックアップしたお散歩マップの作成など、日ごろより安全面に関しては細心の注意を払っておりますが、当園では万一の時に備えてセコム のセキュリティシステムを導入しております。職員不在時の園内への不審者侵入時や職員による非常ボタンでの要請により、すぐさま警備員が駆けつけるようになっております。 カメラ付インターホンの設置、職員は生体認証での入退出管理を行うなど、徹底した安全対策を実施しており、安心してご利用いただけます。</p>
	<p>6、アレルギーへの対応 食物アレルギーに関しては対応マニュアルを整備しており、医師の指示に基づいてアレルゲン除去の給食の提供や、アレルゲンへの接触に配慮した環境整備を行います。専門知識をもった管理栄養士・栄養士がご相談も承ります。 園内環境としても日頃より清潔を保ちアレルゲンの除去につとめております。毎日の清掃はもちろんのこと、おもちゃは毎日洗浄し、消毒を行っております。シックハウス症候群などの原因となる化学物質（※）は一切使用しておりませんのでご安心下さい。（※ホルムアルデヒド・アセトアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン等）</p>
利用（希望）者 へのPR	<p>西船橋雲母保育園のスローガンに掲げた3つの「力」は、お子さんの成長に最も必要なことだと考えています。 また、私たち大人にとっても大切な「力」です。園生活では、1人ひとりのお子様を職員全体で保育していくアットホームで安全な保育園を目指して子ども達の様子や保育について、話し合っています。日々の子ども達の小さなつぶやきや、驚き、発見から多岐の活動を行っていきたいと思っています。また天気の良い日は戸外活動で、体を鍛えたり、近隣の保育園、幼稚園や姉妹園との交流を行って、みんなで子育てできる環境づくりを目指しております。そして、保護者の皆様が気軽に子育ての悩みなどお話しできる明るい保育園にして行きます。</p>

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること
法人が整備しているキャリアパスを活用し、個々に合った研修計画を作成して人材育成に取り組んでいます。
会社として明確なキャリアパスを作成し明文化をしています。これに基づき、中長期の計画・3年間ビジョンを文書化しています。計画を明確にすることで、施設長や本社職員による面談によって職員の意思や能力を確認し選定できます。職員育成に関して、毎年研修計画を策定し外部研修を積極的に受け、各個人の技能向上を図るほか、過去の研修を活かして園内研修を行い、内容を共有し園内全職員の保育の質の向上を図っています。また、研修レポートの作成により、知識を園内だけでなく姉妹園と共有できる体制も整えています。さらに、園内のヒヤリハットや気づきを昼礼や職員会議で振り返り、日々の保育の質の向上に取り組んでいます。
法人が大切にしている食育活動で、子どもたちの健康な身体作りにつなげるとともに、さまざまな食材や料理にふれることで興味関心を深めています。
園では、「食との出会いから心身ともに健康で豊かな人を育てる」をスローガンに食育に力を入れて取り組んでいます。全体的な計画と連動した食育計画をもとに、野菜の栽培活動やクッキング保育、親子クッキングなどの取り組みのほか、年2回の給食フェアは姉妹園と合同で行い郷土料理や世界の料理にふれるなど、子どもたちが日常的に食育の活動に参加する機会を設けています。育てた野菜は収穫後、野菜スタンプに使用したり差し替えたものを給食で食べたりすることで、さまざまな食材に興味関心を持ち食材の理解を深めることにも繋がっています。4・5歳児クラスでは、給食の時間に三色に色分けした食材の見本を壁に貼った三色表に貼りつけ、その日の給食にどのような食材が使われどのような役割があるのか確認してから食べることで、食事への意欲にもつながっています。
きらら教室の取り組みで、子どもたちの持つさまざまな可能性を拓け、学びに対する意欲を育てています。
法人の取り組みであるきらら教室は、2歳児から5歳児の子どもたちがパズルやぬりえ、言語やさんすうといったさまざまなプログラムを通じて、生活に必要な能力を身につけることを目的として行っています。きらら教室では、難しいことを勉強するのではなく、取り組みを通じて工夫や発見、感じたことを形にすることで考える力を養っています。取り組みの中で職員がじっくりと向き合い、一人ひとりの成長を見守り援助することで、子どもたちが楽しみながら考え、基礎力・理解力・学習に対する意欲を育てています。
お散歩や室内での運動あそびの取り組みで、子どもたちの健康を保ちながら体力の向上に努めています。
園では、子どもたちが健康的に過ごせるよう運動能力の向上に努めています。室内での活動では、子どもたちの意見を積極的に取り入れ、室内でも走れる環境を整えているほか、鉄棒・跳び箱・平均台・トランポリンなどの運動器具が充実しており、年齢に合わせた運動あそびに取り組んでいます。また、積極的にお散歩に出かけ歩く機会を多く設けるほか、公園では遊具でのあそびを中心に身体を動かすことで、子どもたちの体力向上にもつながっています。子どもが主体的に遊べる環境を整えることで、子どもたちが健康的で楽しく園生活を送ることができています。
幼児クラスでは、年齢に合わせた絵カードや文字での表記を掲示して、就学に向けて子どもたちが必要な知識を学ぶ機会を設けています。
園では、3歳児から5歳児まで段階的に子どもの姿や発達、成長に合わせて就学に向けた取り組みをおこなっています。3歳児クラスでは、「きょうのよてい」と称した表を「時間」と「すること」に分けて掲示しており、時計と活動の内容が描かれた絵カードを使用して時間の概念を育むとともに視覚的にも分かりやすく知らせています。また、手洗い場やトイレ内、室内で注意が必要な場所などに、イラスト入りの注意書きを掲示することで、子どもが自ら気づけるような環境を整えています。4・5歳児クラスには、廃材を使う際の約束や子どもたちから収集した「ぼかぼかことば」「ちくちくことば」の一覧を掲示して、言葉が持つ意味の大切さを伝えています。子どもたちの発達や理解力に合わせて、イラストや文字を使い分け就学に向けて必要な知識を学ぶ機会を設けています。

さらに取り組みが望まれるところ

各種マニュアルの活用に加え、今後は提供する教育や保育の標準的な実施方法のマニュアル整備や定期的な見直しを期待します。

法人は、業務マニュアル、保健マニュアル、栄養士マニュアルなどを作成し、いつでも確認できる環境にあります。年度毎にマニュアルの振り返りと見直しをおこなっています。園では災害事故に関して、各々の役割が明確になるようにカードにまとめ、各教室で分かりやすい場所に掲示しています。これにより、必要な行動が迅速に確認できます。今後は、マニュアルの見直しをより頻繁におこない、個人的な偏りを防ぐために全員で情報を共有し、新たな職員とも共有していく機会を増やしていき、年度に合わせて、実態に合致した内容への修正をおこない、より効果的なマニュアルを維持・更新していくことを期待します。

より丁寧な個別の対応をおこない、更なる利用者満足度の向上に取り組むことを期待します。

毎日降園時に、5分間対応を行い、保護者との会話を大切にしています。その日の活動や子どもの様子を報告し、信頼関係の構築に努めています。園の存在する地域性において国籍や宗教の多様性が見られるため、お知らせなどは必要に応じて英語表記や、読みやすいようにすべてひらがなにしたものを作成しています。多言語に対応するアプリを活用し、コミュニケーションを深めています。園の決まりなどの浸透が難しいことも感じています。今後は、より丁寧な個別対応ができるように、職員間で情報を共有し、園内研修や職員会議などを通じて職員の更なるスキルアップに期待します。

現在おこなっている地域との交流に加え、今後は地域貢献活動にも力を入れていくことに期待します。

園では、園見学時に併せて育児相談を個別におこなっているほか、同建物内にあるテナントと連携して子どもたちが仕事体験をする機会を設けたり、隣接する消防署の協力のもと職員と子どもたちが消火訓練に参加したりして、地域資源を活用しています。お散歩に出かけた際には、通り道に住んでいる地域住民の好意で育てる植物の成長をともに見守るなど地域とのつながりを大切にしています。今後は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことを受け、園開放や保育園体験会など、地域の子育て世帯への支援にも力を入れていきたいと考えています。より地域に根ざした保育園となることに期待します。

(評価を受けて、受審事業者の取組み)

初めて第三者評価を受審し、客観的に自園の事を振り返ることができました。

今後も、定期的にマニュアルの見直しや情報共有、園内研修を行い、より良い保育や適切な対応に努めて参ります。

また、子育て家庭や地域の方へ、より保育園の様子を発信し、関わりを持って頂けるように企画や行事を検討していきます。

今回頂いた評価ポイントや改善点を踏まえて、職員一同で取り組んで参ります。ありがとうございます。

福祉サービス第三者評価項目（保育所等）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目				
				■実施数	□未実施数			
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立	1 理念や基本方針が明文化されている。	3			
			理念・基本方針の周知	2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3			
				3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3			
		2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	6			
			計画の適正な策定	5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3			
		3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組む指導力を発揮している。	5			
		4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	3			
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的にやり、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4			
			職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5			
			職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5			
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4			
				12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4			
			利用者満足度の向上	13 利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4			
			利用者意見の表明	14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4			
		2 教育及び保育の質の確保	教育及び保育の質の向上への取り組み	15 教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見改善に努め、教育及び保育の質の向上に努めている。	3			
			提供する保育の標準化	16 提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4			
		3 教育及び保育の開始・継続	教育及び保育の適切な開始	17 保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	2			
				18 教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4			
		4 子どもの発達支援	教育及び保育の計画及び評価	19 保育所等の理念や保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	4			
				20 全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5			
				21 子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	6			
				22 身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	4			
				23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	6			
				24 特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育が適切に行われている。	6			
				25 在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	4			
				26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3			
				子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	4		
				28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3			
		5 安全管理	環境と衛生	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3			
			事故対策	31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4			
			災害対策	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5			
		6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5			
		計					136	

保育所等 項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 ■ 整備や実行が記録等で確認できる。 □ 確認できない。

	評価項目	標準項目
1	理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・基本方針が法人・保育所等の内部文書や広告媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。 ■ 理念・基本方針から、法人、保育所等が実施する教育及び保育の内容や法人、保育所等の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 理念・基本方針には、児童福祉法や保育所保育指針の保育所等・教育及び保育に関する基本原則が盛り込まれている。
<p>(評価コメント)</p> <p>入園案内、会社パンフレットやホームページにて理念・基本方針を明示しています。園内においても職員がよく目にする職員室に理念・基本方針を掲示しています。</p>		
2	理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>職員室に理念・基本方針を掲示し、入職時や園内研修で施設長から職員へ向けて伝えています。また、ファイリングされた文書をいつでも閲覧できるようにしています。</p>		
3	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約時等に理念・方針が理解しやすい資料を作成し、分かりやすい説明をしている。 ■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保護者に向けて入園前の園見学の際にパンフレットに沿って理念・基本方針を説明している他、保護者会などで説明しています。また、園のHPでは入園案内に加えて施設長インタビューを掲載して、園独自の3つのスローガンを大切にしていることを伝えています。</p>		
4	事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中・長期事業計画を踏まえて策定された事業計画が作成されている。 ■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■ 理念・基本方針により重要課題が明確にされている。 ■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■ 現状の反省から重要課題が明確にされている。 ■ 運営の透明性の確保に取り組んでいる。
<p>(評価コメント)</p> <p>中長期計画を策定し、中長期計画に基づいて単年度計画に落とし込みをおこなった上で、行動計画を策定しています。年2回の自己評価チェックや年度末に向けての意向調査で施設長が全職員と面談をしています。</p>		
5	事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員等の参画や意見の集約・反映のもとに策定されている。 ■ 方針や計画、課題は会議や研修会等にて説明し、全職員に周知されている。 ■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>本社職員や施設長が職員と適宜面談をおこない、状況の把握や情報の収集をしています。近隣の姉妹園を指導するリーダー施設長や本部職員が園巡回で職員面談や指導をおこない、そのなかで得た課題などをリーダー施設長と本部職員の会議で取り上げ、重要方針の検討、決定をおこない、近隣姉妹園施設長との会議で共有して各園の計画などへ反映をさせています。</p>		
6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれやすい職場づくりをしている。 ■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>年2回の自己評価チェックや年度末に向けての意向調査で年3回施設長が全職員に面談をして、職員からの意見を収集し相談に乗っています。状況に応じて本部職員やリーダー施設長が職員面談をおこない、施設長とリーダー施設長、本部職員で職員の勤務環境改善などを検討しています。</p>		

7	全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 遵守すべき法令や倫理を文書化し、職員に配布されている。 ■ 全職員を対象とした、法令遵守と倫理に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>サービス規定をはじめとする各種規定や各種マニュアルはファイル共有サービスでいつでも閲覧可能になっています。また、毎年全職員に対してプライバシーマークの教育テストを実施し、個人情報保護などの認識を高めています。その他に運営上遵守すべき法令は本社から適宜指導するほか、安全面や保育の内容に関して法人として守るべき内容などを定め、周知・教育をしています。</p>		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人材確保・定着・育成の方針と計画を立て実行している。 ■ 職務の権限規定等を作成し、職員の役割と権限を明確にしている。 ■ 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保を図られている。 ■ 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>配置基準と目標配置数を設定して積極的な採用活動をおこなっています。法人としてキャリアパスを定め、園ではリーダーなど分掌を決め、責任と役割を明確にしています。年2回の自己評価チェックや年度末に向けての意向調査で施設長が全職員を面談するほか、必要に応じて本部職員が面談をおこなっています。</p>		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。 ■ 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■ 職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■ 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>勤怠管理システムを利用して有休取得状況を確認しています。定期的に本部から有休消化状況を共有し、計画的な有給取得に努めています。また福利厚生で年間5日間連続の夏季休暇を付与し、取得期間の調整も計画的におこなっています。人材配置等に調整が必要な場合には、本社に集約された情報により、人員の補充や近隣園からの手助けができるような体制にしています。</p>		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中長期の人材育成計画がある。 ■ 職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■ 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■ 個別育成計画・目標を明確にしている。 ■ OJTの仕組みを明確にしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>法人としてキャリアパスを作成し、各職員の能力や意思を確認したうえで中核を担う人材などを施設長と本部職員が面談して選任しています。年間の研修計画を策定し、毎月の園内研修と年1回の園外研修に各職員が参加できるように計画を立て、新しい知識や技能の習得の後押しを図っています。研修内容は園での共有のみでなく、研修レポートにて他園へも共有しています。3年計画を策定し研修を計画的に受けることにより職員の技量向上と自信につなげています。</p>		
11	全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子供の尊重や基本的人権への配慮について勉強会・研修を実施している。 ■ 日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■ 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■ 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園内研修で毎年1回は必ず子どもの人権に関する研修を取り入れています。法人として虐待や「不適切な保育」について研究し園でとるべきスタンスについてまとめ、姉妹園のグループ施設長会議にて研修をおこなっています。また、万が一発見した際には、本社・行政・関係機関と速やかに連携をとり、解決に向けて積極的に取り組む体制を整えています。</p>		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■ 個人情報の利用目的を明示している。 ■ 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■ 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
<p>(評価コメント)</p> <p>個人情報保護に関する規定を策定しファイル共有サービスでいつでも閲覧可能になっています。プライバシーマークを取得・更新して、個人情報保護方針をホームページ等に記載し、保護者には入園時に説明するとともに、個人情報取り扱いの同意書を取得しています。また、職員全員に対して、年1回のプライバシーマークの教育テストや研修を実施しています。</p>		

13	利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■利用者満足度を把握し改善する仕組みがある。 ■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
<p>(評価コメント)</p> <p>「5分間対応」として毎日降園時に5分間保護者と職員が対話をする時間を設けており、子どもたちの様子を伝えると同時に信頼関係の構築に努めています。地域性に合わせて多様な国の方とのコミュニケーションを取れるように掲示物やお知らせの工夫をしています。年度末には保護者アンケートを実施し、問題点の抽出と改善案の検討・実施をおこない、保護者会でフィードバックをしています。また、苦情解決窓口や第三者委員を設置し、玄関掲示や入園案内で周知しています。</p>		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
<p>(評価コメント)</p> <p>降園時の「5分間対応」で日頃から保護者と対話する機会を設けているので、小さなお悩み事や相談など、クレームになる前に対応ができています。苦情解決窓口や第三者委員を設置し、入園案内に明記している他、玄関掲示で周知しています。さらに法人として苦情対応マニュアルを整備しています。</p>		
15	教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■教育及び保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>毎月のオンライン施設長会議や隔月のグループ施設長会議で保育所保育指針などの研修や各園の取り組みを共有して、施設長が園に周知することで保育内容などの向上に努めています。年2回の自己評価チェックを実施し、振り返りや他己評価により、課題を設定しています。第三者評価や年度末保護者アンケート、園の自己評価を実施し、結果を公表しています。</p>		
16	提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的に行っている。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>業務マニュアル・保健マニュアル・栄養士マニュアルを作成し、定期的に更新しています。各種マニュアルはファイル共有サービスにて共有し、必要な対応をいつでも誰でも確認できるようにしています。保育内容の睡眠・食事・衣服の着脱に関してどの月齢にはどのようなかわりをしていくべきかについて、リーダー施設長が主導して法人としてのガイドラインを策定しています。</p>		
17	保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園ホームページに入園案内を掲載して見学などの問い合わせフォームを設けており、申し込みは電話で直接受け付けをしています。園見学は、施設長、または主任がおこない、利用希望者の意向に沿って随時受け付けており、パンフレットを渡して丁寧に園内の設備や環境を説明しています。見学時には、法人全体で特に力を入れている「食育」「きらら教室」の取り組みについて、詳しく伝えています。</p>		
18	教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の開始にあたり、理念に基づく教育及び保育方針や内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かりやすいように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■教育及び保育の内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
<p>(評価コメント)</p> <p>入園案内には雲母保育園の理念とともに園特有スローガンを記載し、園の重要事項説明や利用案内を掲載して、保護者に分かりやすく知らせています。入園前見学時には入園案内をベースとするほか、入園が決まった後に面談を実施し、丁寧に説明をするとともに保護者の意向を確認した上で、重要事項説明に関する同意書を提出してもらっています。また、保護者からの質問に関してすぐに答えられない場合や、重要な内容は記録を残し、保育園内・本社へ報告・共有しています。</p>		

19	保育所等の理念や教育及び保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。 ■全体的な計画は、教育及び保育の理念、方針、目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>前年度(2022年)より雲母保育園全体として保育目標・保育方針に関する方針の見直しを図り、園の職員会議で全体的な計画・食育計画の見直し、今年度(2023年)より新方針で実施しています。全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法の意図を汲み、保育所保育指針に則り養護・教育(5領域)を分けて定め、また発達の過程を踏まえた内容になっており、これをベースに年案・月案・週案を作成しています。また、全体的な計画は保護者の目に触れるように玄関に掲示しています。</p>		
20	全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■乳児、1歳以上3歳未満児、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
<p>(評価コメント)</p> <p>全体的な計画をもとに年案の作成、そこから子どもたちの姿をとらえて月案・週案の作成をおこなっています。指導計画にもとづき、また状況に応じて臨機応変に日々の保育を展開し、担当職員が子どもの姿を見て振り返りと記録をおこなっています。これらの計画・記録は担当職員が作成し、施設長が確認した上で、適宜指導をおこなっています。3歳未満児、特別に配慮が必要な子どもへは子どもに寄り添う視点をもって個別計画・記録を作成しています。全体的な計画は保護者にも掲示しており、保護者面談や5分間対応を通じて把握する保護者の意向を適宜、保育計画に反映しています。</p>		
21	子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めている。 ■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■好きな遊びができる場所が用意されている。 ■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■教育及び保育者は、子どもが主体性を発揮できるような働きかけをしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育室内は安全を第一に、また子どもの第二の生活の場であることを念頭に整備しており、子どもの自主性や自発性を尊重できる環境作りに努めています。年齢を超えての活動も取り入れ、お互いの関わり方を学べるよう配慮しています。また、保育室内の遊びの環境は、手作り玩具や絵本を子供の手の届く位置に置き、子どもが自由に遊びを選択できるよう設定しています。また七夕の短冊やクリスマスの飾りといった制作などを通して季節感を味わえるよう取り組んでいます。戸外活動に向けてお散歩マップを整備しており、安全性を念頭に置いて子どもの行きたい場所の声を取り入れることができるよう配慮しています。</p>		
22	身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、教育及び保育に活用している。 ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常教育及び保育の中に取り入れている。
<p>(評価コメント)</p> <p>天気にも恵まれていれば、近隣の公園などに散歩に出かけており、地域の方とは挨拶を積み重ねて関係性を構築しています。また、園に隣接する消防署と連携し、避難訓練や消火訓練の様子を見てもらい、職員だけでなく4・5歳児の子どもたちにも直接指導をしてもらったり、消防署見学では車両見学や消防署の職員の子ども用衣装を着せてもらったりして交流の機会を設けているほか、職員には、救急救命講習も実施しています。そのほか、同じ建物内にあるテナントと開園時から協力関係があり、カーテンの取り付けや生地選びなどの職業体験もおこなっています。</p>		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■子どもが自発性を発揮し、友だちと協同して活動できるよう援助している。 ■異年齢の子どもの交流が行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>朝や夕方時間帯は異年齢保育を実施しており、さまざまな年齢の子どもとの関わりを学べる環境となっています。トラブルの際には必ずお互いの子どもの話に耳を傾け、一方的な対応にならないような声かけをしています。感情的になっている場合などは、それぞれの立場に立って子どもの気持ちを丁寧に代弁することで、自発的に行動できるような環境を心がけています。また、縦割り保育など、年齢を超えての活動も取り入れ、お互いの関わり方を学べる機会を設けています。</p>		

24	特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所等全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児教育及び保育に携わる者は、障害児教育及び保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
----	-----------------------	---

(評価コメント)
 特別な配慮が必要な子どもは、必要な援助や支援をおこないながら、子どもに無理のないよう他の子どもと関わりを深めたり、同じ活動に参加したりできるよう配慮しています。子どものケースに応じて関係機関と連携し、子どもの様子については保護者の心情や理解に応じて伝える工夫をして育ちを支援しています。そのほか、職員に対しては、毎月定期的に研修報告をおこなって、職員全員が共通意識のもと、子どもの理解を深められるように取り組んでいます。

25	在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。 ■年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。
----	---------------------------	--

(評価コメント)
 夕方の時間帯は17時30分までは0・1歳児と2～5歳児に分け合同保育をおこない、個々の好きな遊びや異年齢児同士の関わりを深める機会となっています。その後は、子どもの人数や職員配置に応じて、柔軟に遊びの場を調整しています。また、職員全員で全ての子どもを見ることをモットーとしており、子どもの日中の様子などは昼礼や申し送りノートで情報共有して、一日を通して細やかに見守っています。園児の登降園時刻はICカードでの打刻でシステム上に集約されてまとめて閲覧することが可能となっています。

26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、教育及び保育参観、参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所等の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、認定こども園園児指導要録及び保育所児童保育要録などが保育所等から小学校へ送付している。
----	------------------------	---

(評価コメント)
 降園時には、全ての保護者に「5分間対応」として5分間話をする時間を設け、保育士・栄養士がその日の子どもの様子を伝えるようにしています。担任だけでなく誰でも保護者対応をおこない、その日の出来事だけでなく多面的な話ができるように心がけることで、保護者との信頼関係を構築しています。「5分間対応」で伝えきれない場合や、プライバシーに関わる話については、適宜個別に面談をおこない伝えるよう配慮しています。そのほか、個人面談は年2回実施し、子どもの育ちや園生活について伝えるとともに保護者からの相談にも柔軟に応じています。懇談会はコロナ禍のため3年ほど対面での実施を見合わせオンラインで実施していましたが、昨年度末から対面で再開し、保育参観・保護者参加型行事などは2023年度から実施する予定となっています。就学に向けては保育要録の作成、懇談会などでの保護者への情報提供をおこなっています。

27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等について把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び教育・保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し必要な取組みを行い、保護者に対して必要な情報を提供している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
----	-------------------------------------	---

(評価コメント)
 全園児の身体測定を毎月おこない、子どもの成長や発育状況を把握しているほか、嘱託医による健康診断を0歳児は毎月、1歳以上は年に2回、歯科医による健診を年1回実施しており、都度保護者へ結果を知らせています。登降園時だけでなく、日中も着替えやお昼寝など活動の節目ごとに健康観察をおこなって子どもの健康状態の把握に努めています。毎月の保健だよりにて保健に関する注意事項を伝えるとともに、感染症の発生時や流行時には玄関掲示などで保護者に情報提供と注意喚起をおこなっています。お昼寝時は職員が様子を見守り、定期的にチェックして記録をしています。また雲母保育園として上級救命講習の受講を推奨するとともに、健康管理に関する研修動画を作成して園内研修に活用するほか、看護師が巡回指導をおこなっています。

28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの感染・疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育時間中に体調の変調を見つけた場合はより注意して見守るとともに必要に応じて受診するほか、保育時間中の事故での怪我が発生した場合には、首から上の怪我は原則受診することとしています。受診することになった場合は、保護者への連絡とともに本社へもできるだけ迅速に報告をすることになっており、いつでも協力体制を整えています。また、感染症の複数発生や重大事故の発生は自治体の定めに応じて保健所や市役所への報告をおこなっています。園内には、救急箱の備えとともに救護スペースを設けているほか、看護マニュアルや救急救命や保健に関する知識、啓蒙動画を整備しており、知識技能の向上に努めています。</p>		
29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
<p>(評価コメント)</p> <p>5分野に分けて食育計画を立て、給食・栽培・クッキングなど多面的なアプローチをおこなっています。管理栄養士・栄養士を園専属で複数名配置し、毎月園ごとに独自の献立を作成しています。献立は毎月テーマを決めて立案しており、旬の食材や行事食を取り入れるなど、子どもたちが楽しみになるメニューとなるように工夫しています。食材は発芽米、きび砂糖、添加物不使用のだしパックなどを使用するほか、日々管理栄養士らが食材を直接買い出しに行き、目で見て選んでいます。また、ピーマンやおくらなどの野菜の栽培活動をおこない、収穫後は野菜スタンプにして楽しんでいます。管理栄養士は、献立立案や調理だけでなく、保育にも日常的に入ることによって子どもの状況を把握し給食に活かせるほか、子どもの食への興味も増しています。食物アレルギーのある子どもには、入園時に詳しくヒアリングをおこない、医師の指示に従って除去内容を決め、園ごとの対応を確立しています。また、未食食材は提供しない、離乳食は個々人の状況に合わせて提供するなど、個々に合わせた食事を提供しています。宗教上の配慮も家庭の事情に合わせておこなっているほか、日頃除去対応しない園児も体調によっては牛乳を提供しないなどの配慮をしています。</p>		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育室は子どもが過ごしやすい室温や湿度を一定に保ち、適宜換気をおこない適切な環境となるよう配慮しています。また、子どもの安全に配慮して整理整頓をして、子どもたちが快適に過ごす環境を整えています。園内の掃除の手順が書かれたフローチャートは、必要な場所に掲示して誰でも同じ手順でおこなえるよう整備しています。また、年度始めには手洗い指導をおこなうほか、感染症が流行しやすい時期の前には、看護師による清潔に関するお話をしています。子どもの生活の場ということを念頭において環境整備や掃除をおこなっています。</p>		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■設備や遊具等保育所等内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
<p>(評価コメント)</p> <p>2023年度より安全計画を作成して、さまざまな安全に対する対策を講じています。事故発生時の対応はマニュアル内に記載し、本社と連携をしつつ対応しています。事故発生時や事故につながりそうな事案があった場合には、ICTシステム上で事故簿やヒヤリハットを作成し、事故発生の防止や再発防止の知見を共有して意識を高めています。ヒヤリハットは、毎月看護師が集計し、グラフ化した後職員会議で情報を共有しています。また、法人として安全対策を見直し、水遊びの監視員の設置やお散歩時の点呼の方法などを新たに定めています。そのほか、お散歩マップを作成し、園周辺の環境や遊具、危険箇所についても随時状況を把握し、子どもたちが安全に過ごせるよう努めています。</p>		

32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>有事の際に備えて業務マニュアルを整備しているほか、月1回の避難訓練・消火訓練、年2回の不審者訓練、年1回の水害訓練を実施しています。安全計画とともに年間の避難訓練計画において実施すべきシチュエーションを法人として勧告しており、職員は毎月想定を変更して臨機応変な対応ができるようにし、子どもは避難行動が身につくように繰り返し訓練をおこなっています。また、年に1回は保護者を含めた引取訓練を実施し、災害用伝言ダイヤルを使う訓練をするなど家庭との連携を図る機会を設けています。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の子育てニーズを把握している。 ■子育て家庭への保育所等機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園見学の際には、必要に応じて育児相談を受けており、利用希望者や地域の子育て世帯の支援をしています。また、近隣の公園などに散歩に出かけた際には、地域の人と気軽に挨拶を交わすほか、近隣のテナントや消防署と連携した活動を通して、地域で働く人との交流する機会を設けています。そのほか、地域の小学校との交流の機会を設け、さまざまな施設や地域の人との交流の深める活動をおこなっています。</p>		